

ごみを搬入される事業者・住民の皆様へ
令和5年10月1日から
一般廃棄物処理手数料
(ごみ処理手数料)を改定します

清掃センターに直接搬入される事業活動で排出されるごみや、家庭から排出されるごみの処理手数料を改定します。

なお、ご家庭から出るごみで市町村指定のごみ袋に入れてごみステーションに排出していただいているものに関する変更はございません。

改定内容		
令和5年9月30日まで 20kgあたり 300円	⇒	令和5年10月1日から 10kgあたり 220円 (10%対象200円 内消費税額20円)

※変更にあたり大変混雑が予想されますので、お早めのご利用をお願いします。

改定の目的

- 1 現行のごみ処理手数料と処理経費にかい離が発生しているため、経費に見合った適正な負担額とします。
- 2 ごみ処理手数料の扱いを20kgあたり単価から10kgあたり単価とすることで、より搬入量に適した金額を徴収できるようにします。
- 3 当組合のごみ処理手数料は県内他施設と比べて安価な傾向にあり、圏域外からのごみの流入等の問題が懸念されることから概ね同額となるようにします。
- 4 インボイス制度の導入に伴い消費税額の取扱いについて明確にします。